



インターネットでの情報提供

提供予定日 2月20日

平成22年2月19日(金)県政記者クラブ・岐阜市政記者クラブ配付資料			
所 管	担当課	担 当 者	電 話 番 号 (内 線)
岐阜振興局	環境課	環境課長 長谷川 泰介	058-264-1111 内線220

産業廃棄物処理業者に対する業の許可取消処分を行いました

次の産業廃棄物処理業者について、平成22年2月17日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき許可の取消処分を行いました。

1 被処分者

(1) 住 所 兵庫県尼崎市南清水39番9号大月ビル

(2) 氏 名 大月商会株式会社 代表取締役 大月 秀樹

2 許可内容

産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 平成17年9月2日
- ・許可番号 02100070855
- ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず
・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類
以上5種類

特別管理産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 平成19年4月25日
- ・許可番号 02150070855
- ・特別管理産業廃棄物の種類 腐食性廃酸

以上1種類

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

4 取消年月日

平成22年2月17日

5 取消しの理由

被処分者は、平成22年1月29日付けで山口県より産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受けた。

本事実、法第14条の3の2及び法第14条の6で定める許可の取り消し要件(法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号二)に該当するため。